

一関地区広域行政組合管理者部局代決専決規程の特例に関する規程

平成21年10月28日

一関地区広域行政組合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、一関市副市長の職にある副管理者（以下、「副管理者」という。）に事故があり、又は副管理者が欠けた場合（以下「事故等の場合」という。）の一関地区広域行政組合管理者部局代決専決規程（平成18年一関地区広域行政組合訓令第2号。以下「規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決事項と専決事項の代決)

第2条 副管理者が事故等の場合の当該期間における規程第3条第1項及び第7条に規定する代決し、及び専決する職員は事務局長の職にある者とし、その他規程の運用に当たっては、規程中「副管理者」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

2 前項の期間は、長期又は遠隔の旅行にあつては当該命令の期間、病気等による場合は休暇の承認の日から出勤の日までの期間及び欠けた場合は欠けた日から任命の日までの期間とする。

附 則

この訓令は、平成21年10月28日から施行する。